

4.法務省の人権擁護機関の活動

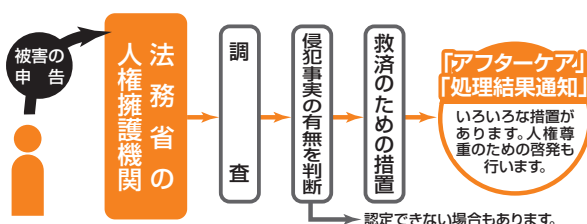
法務省の人権擁護機関では、どのようにして皆さんの人権を守っているのでしょうか。その活動は、大きく分けて、人権侵犯事件の調査救済、人権相談及び人権啓発です。この章では、法務省の人権擁護機関の活動を紹介します。

① 人権侵犯事件の調査救済

人権が侵害された疑いのある事件を人権侵犯事件と呼んでいます。法務省の人権擁護機関では、被害者からの救済の申出があれば、「人権侵犯事件調査処理規程」（法務省訓令）に基づき速やかに救済手続を開始します。また、新聞・雑誌等から人権侵害の疑いのある事実を知ることにより、救済手続を開始することもあります。

救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行います。ただし、この調査は、飽くまで関係者の協力による任意のものであり、警察官や検察官が行うようないわゆる強制捜査ではありません。

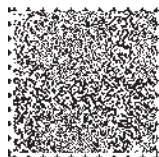
■調査救済の流れ



調査の結果、事案に応じて、法律的なアドバイス等をする「援助」や当事者間の話し合いを仲介等する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求めるための「説示」、「勧告」、実効的な対応ができる者に対して必要な措置をとるよう求める「要請」等の7種類の救済措置のうち、適切な措置を講じます。救済措置のうち

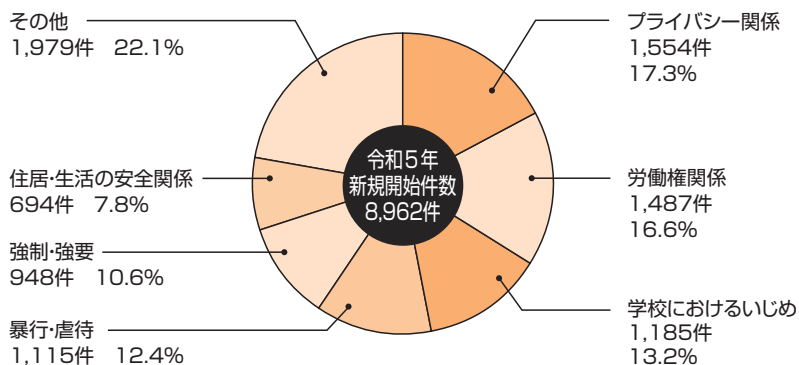
「援助」と「調整」については、効果的なタイミングを考え、調査の途中であっても講じます。

また、事案に応じ、事件の関係者に人権についての啓発をすることもあります。救済手続終了後は、被害者に処理結果を通知し、必要に応じ、関係行政機関と連携し、関係者と連絡をとるなどして、被害者のためのアフターケアを行うなどします。





■令和5年人権侵犯事件数（新規救済手続開始）の種類別内訳



人権侵害による被害者の救済事例

法務省の人権擁護機関は、令和5年中に次のような救済措置を講じました。

①いじめ 中学校におけるいじめ

中学生の生徒が、同級生から、「死ぬ」といわれるなどのいじめを受けており、死んでしまいたいとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該生徒は被害についてこれまで誰にも相談しておらず、その悩みを担任教諭が把握できていなかったことが判明したことから、当該生徒が通う学校が必要な対応を実施できるよう情報提供を行った。また、法務局は、「こどもの人権SOSミニレター」を通じて数度にわたり当該生徒とのやり取りを継続して信頼関係を構築し、スクールカウンセラーに相談することなどを勧めた。

その結果、家庭及び当該学校との間で当該生徒の見守り体制を構築することができた。（措置：「援助」）

②虐待 中学生に対する虐待①

中学生の生徒が、親から、暴言を吐かれるなどの虐待を受けているとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局は、当該児童が通う学校へ情報提供を行うとともに、自治体からの情報提供依頼を受け、必要な情報提供を行った。

その結果、当該生徒について要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議が開催され、対応策が協議され、関係機関による当該生徒の支援体制を確立することができた。（措置：「援助」）



1. 主な人権課題

2. 特集 こども・若者の人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

③虐待 中学生に対する虐待②

中学生の生徒が、親から、殴る、蹴るなどの虐待を受けており、保護して欲しいとして、「LINEじんけん相談」による相談があった事案である。

法務局は、直ちに当該生徒がいる場所の最寄り警察署に連絡し、当該生徒は警察により速やかに保護された。

さらに、警察からの連携により、相談翌日には児童相談所が当該生徒を保護するに至っており、当該生徒の身体の安全が速やかに図られた。（措置：「援助」）

④体罰 中学校における体罰

中学校の生徒らが、中学校教諭から、腹部を殴打されるなどしたとして、当該生徒の親から相談があった事案である。

法務局による調査の結果、当該生徒らと学校側の体罰に関する認識には差異が認められたものの、法務局の仲介によって学校と保護者らの話し合いを重ねた結果、校長から生徒らに対して謝罪したい旨の意向が示され、保護者らもそれを了承し、話し合いの場が設けられた。校長から生徒らに対する直接の謝罪が行われ生徒らもこれを受け入れて、当事者間の関係改善が図られた。（措置：「調整」）

⑤セクシュアル・ハラスメント

雇用主から従業員に対するセクシュアル・ハラスメント

女性従業員が、雇用主から、業務中に性的な発言を受けたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、業務中に、雇用主が当該従業員に対し、性的な発言を行ったことが認められた。

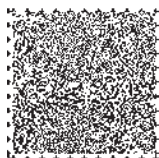
法務局は、雇用主に対し、当該発言が従業員の意に反する性的な言動であって、セクシュアル・ハラスメントとして、社会的に許されない行為であるとともに、従業員の人権を侵害する行為であって、人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を認識し、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。（措置：「説示」）

⑥高齢者 子から高齢の親に対する暴力

高齢の親から、日常的に子から暴力を受けているとして、相談があった事案である。

法務局は、直ちに、被害者の居住する自治体に情報提供を行い、必要な措置を求めるとともに、被害者と面談した。

その結果、被害者は、ショートステイ等の支援が行われ、被害者と子の分離を進めること等によって安全が確保されるとともに、子からの暴力や生活の困窮等といった被害者の状況に関する情報が関係機関の間で共有され、被害者に対する包括的な支援体制を構築することができた。（措置：「援助」）



**⑦差別待遇関係 外国人に対する差別的対応**

外国人が、不動産会社から、外国人であることを理由に物件の内見を拒否されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該物件のオーナーは、不動産会社を通じて外国人に一律に貸出しを拒否する運用を行っていたことが認められた。

法務局は、当該オーナーに対し、当該物件への賃貸を希望している外国人に対し、外国人であることを理由に内見を拒否した行為は人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を認識し、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。（措置：「説示」）

⑧差別待遇関係 障害者に関する差別的発言

障害者が、会合において知人から障害者に関する差別的な発言を受けたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該知人が他の参加者に向けて当該障害者を差別する趣旨の発言を行ったことが認められた。

法務局は、当該知人に対し、当該発言は当該障害者を中傷するものであって、その名誉感情を傷つけるものであり、人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を認識し、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。（措置：「説示」）

⑨差別待遇関係 同和問題に関する差別的発言

近隣住民から、自身を同和地区出身者であると指摘するなどの同和問題に関する差別的な発言を受けたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該近隣住民が当該発言を行ったことが認められた。

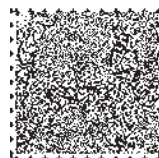
法務局は、当該近隣住民に対し、当該発言は他人の人権や尊厳を傷つけるものであり、同和問題に対する正しい理解と認識を欠いたものであって、人権擁護上看過できないものであるとして、基本的人権尊重の理念及び同和問題について正しい理解と認識を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。（措置：「説示」）

⑩インターネット上の人権侵害情報関係 インターネット上の名誉毀損

被害者から、インターネット上に、被害者の氏名や顔写真とともに、被害者が詐欺を働いており前科があるなどの投稿がされているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、投稿されたいずれの事実も真実ではなく、当該投稿は、名誉毀損に当たると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。（措置：「要請」）



インターネット上の名誉感情侵害

電子掲示板上で、特定の地域に住む外国人住民に対して、当該地域社会からの排斥を扇動する投稿がされたとして、法務局が調査を開始した事案である。

法務局が調査した結果、当該地域に住む外国人住民は日本から出て行けなどとする投稿が複数回にわたってなされていたことから、当該投稿は、当該外国人住民の名誉感情を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。(措置：「要請」)

インターネット上における同和地区の摘示

インターネット上に、特定の地域を散策しながら、歴史などに触れつつ、当該地域が同和地区であると指摘する動画が掲載されているとして、法務局に情報が提供された事案である。

法務局が調査した結果、当該動画は、学術・研究等の正当な目的で公開しているとは認められず、人権擁護上問題があると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該動画の削除要請を行ったところ、当該動画が削除されるに至った。(措置：「要請」)

法務省の人権擁護機関では、被害の申告がしやすいように、「人権侵犯被害申告シート」(右参照)を用意し、法務局・地方法務局に備え置くほか、法務省ホームページに掲載し、自宅でプリントアウトして利用いただけるようにしています。



人権侵犯被害申告シート

[illegible]



② 人権相談

毎日の生活の中で、「これは『人権問題』ではないだろうか?」と感じたり、偏見や差別、いじめ等に思い悩んだりすることがあったら相談してください。

法務省の人権擁護機関では、法務局職員や人権擁護委員が人権に関する相談（人権相談）を受け付けています。相談は無料で、難しい手続は何もありません。相談内容についての秘密は厳守します。人権相談の開設場所、開設日時等については、最寄りの法務局・地方法務局又はその支局にお尋ねください。

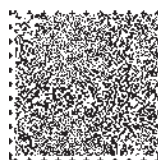
「みんなの人権110番」(0570-003-110 (全国共通))、「女性の人権ホットライン」(0570-070-810)、「こどもの人権110番」(0120-007-110)も開設しています。インターネットやLINEでも人権相談を受け付けています。相談窓口に関する詳細は、裏表紙をご覧ください。

このほか、全国の小・中学生に「こどもの人権SOSミニレター」を配布し、手紙による相談に応じるなど、様々な手段を用意して、こどもたちが相談しやすい体制をとっています(8ページ参照)。

日本語を自由に話すことの困難な外国人のために、「外国語人権相談ダイヤル」や「外国人のための人権相談所」等も開設しています(21ページ参照)。



人権相談・調査救済制度周知用リーフレット



③ 人権啓発

法務省の人権擁護機関では、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるための様々な活動を行っています。

具体的には、シンポジウム・講演会等のイベントの開催、人権教室や研修の実施、ホームページや動画配信サイトでの啓発資料の公表、インターネット広告の実施、テレビ・ラジオの放送、新聞・広報誌への掲載等、様々な活動を行っています。これらの活動を「人権啓発活動」といいます。

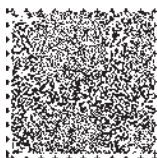
人権啓発活動は、人権侵害を未然に防ぐために必要不可欠なものです。

啓発活動重点目標

法務省の人権擁護機関では、昭和41年度から、毎年その年度の啓発活動の重点目標を掲げ、重点的な人権啓発活動を実施しています。

令和6年度の啓発活動重点目標は、「『誰か』のこと じゃない。」と決めました。この言葉には、様々な人権問題について、自分以外の「誰か」のことではなく、自分自身の問題として捉え、人権を尊重することの大切さについて考えてもらいたいとの思いが込められています。

また、多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現に向けて、17の啓発活動強調事項を掲げ、人権啓発活動を実施しています。



ポスター
「令和6年度啓発活動重点目標」





啓発活動強調事項

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| ①「女性の人権を守ろう」 | ⑩「刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう」 |
| ②「こどもの人権を守ろう」 | ⑪「犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう」 |
| ③「高齢者の人権を守ろう」 | ⑫「インターネット上の人権侵害をなくそう」 |
| ④「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」 | ⑬「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」 |
| ⑤「部落差別(同和問題)を解消しよう」 | ⑭「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」 |
| ⑥「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」 | ⑮「性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう」 |
| ⑦「外国人の人権を尊重しよう」 | ⑯「人身取引をなくそう」 |
| ⑧「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」 | ⑰「震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう」 |
| ⑨「ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう」 | |

人権週間



ポスター「第75回人権週間」

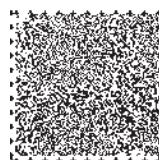
国連は、昭和23年（1948年）の第3回総会で世界人権宣言（57ページ参照）が採択されたのを記念し、昭和25年（1950年）12月4日の第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、加盟国等の人権の発展を更に推進するよう呼び掛けています。

我が国では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から、毎年12月10日を最終日とする1週間（12月4日から同月10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚を呼び掛ける集中的な人権啓発活動を全国各地で展開しています。

人権啓発活動ネットワーク

法務省の人権擁護機関、都道府県、市町村、公益法人等、人権啓発活動を実施する主体間の横断的なネットワークとして、都道府県単位で「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を、また、市町村単位で「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を設置しています。

このネットワーク協議会では、構成員による共同啓発活動や人権啓発情報の提供等を行っています。



全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生を対象に、人権についての作文に取り組むことを通じて、人権尊重の重要性や必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうこと等を目的として、昭和56年度から、全国中学生人権作文コンテストを実施しています。

令和5年度（第42回）は、6,494校から、76万1,947編の応募がありました。法務省ホームページでは、入賞作品を取りまとめた作文集を始め、過去の入賞作品を題材とした啓発動画や入賞作品の英訳なども掲載しています（第42回の内閣総理大臣賞受賞作品及び法務大臣賞受賞作品は、52ページ以下参照）。



第42回全国中学生
人権作文コンテスト入賞作文集

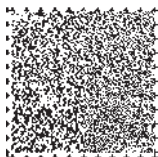
人権教室

人権教室は、いじめ等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを学んでもらうこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって実施している人権啓発活動です。

小・中学生等を対象に、人権の花運動（51ページ参照）における学校訪問や道徳科の授業等を利用して実施しています。

近年は、「ビジネスと人権」に関する国内外の関心の高まり（58ページ以下参照）を背景に、企業研修等において企業経営者や従業員を対象とした「大人の人権教室」も数多く実施しています。

また、スポーツ選手等を講師に迎え、ゲームや体験談から、助け合いの精神に基づいたフェアプレーの精神等を学んでもらう人権スポーツ教室や、車椅子体験、障害者スポーツ体験などを通じて、違いを理解し認め合う「心のバリアフリー」を学び、障害の有無にかかわらず共生する社会の重要性を認識してもらうことを目的とした体験型の人権教室も実施しています。



さらに、青少年を中心に深刻化するインターネット上の人権侵害への取組として、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室なども、積極的に実施しています。



1. 主な人権課題

2. 特集 こども、若くの人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

令和5年度は、98万6,672人を対象に人権教室を行いました。



法務省ホームページにて、
上記動画を含む企業向け
コンテンツを案内中



人権教室

人権の花運動

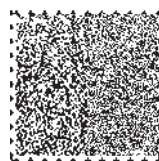
人権の花運動は、こどもたちが協力して花の種子や球根を育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とした人権啓発活動であり、主に小学生を対象に、昭和57年度から実施しています。

この運動は、育てた花を保護者や社会福祉施設等に届けたり、花を育てる体験を振り返る写真会や鑑賞会を開いたりすることで、地域の人々とのコミュニケーションを深め、地域の人々にとっても人権尊重意識を高めてもらうきっかけとなっています。

令和5年度は、3,903校の学校等において、41万6,564人を対象に行いました。



人権の花運動



相手と自分、両者を守る

兵庫県 加西市立泉中学校 3年 お ざさ し おり
小篠 誌織

「じゃあ、本当のお母さんじゃないってことなの。」私が、私自身のことについて友達に伝えると、大抵、このような言葉が一番初めに返ってきます。その度に、私は体の熱が一気に冷めるような気持ちになります。

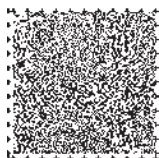
養子縁組という言葉は、多くの人が聞いたことがあると思います。養子縁組とは、血縁関係のない人の間に法的に親子関係を持つことです。婿養子などという言葉なら、聞いたことがあるはずです。私は、普通養子縁組ではなく「特別養子縁組」という制度で、産まれてすぐに今の両親に迎えられました。特別養子縁組は、産みの親との法的な親子関係を解消し、新しい両親と戸籍上、実の親子関係を結ぶことです。

私を産んでくれた母は体が弱く、シングルマザーでもあったようです。私を育てたくても、育てられる状況ではありませんでした。私がまだ幼い頃、母からそのことを聞きました。当時の私はそれほど深く理解しておらず、「私にはお母さんが二人いるんだな」というような軽い解釈をしていました。

私が小学校3年生の頃でしょうか。私は友達に初めてそのことを伝えました。すると友達は、「じゃあ、今のお母さんは本当のお母さんじゃないの」と言うのです。私は頭の中が真っ白になり、上手く答えられなかったのを覚えています。また別の子には「産んでくれたお母さんに捨てられた」という言葉を受けました。そのとき、私はショックを受けました。今となっては、相手に悪気はなく、深く考えて言った言葉ではないことは分かりますが、当時は、「なんで養子に出されたんだろう。私はいない子だったのかな」と深く悩み、悲しく苦しい気持ちでした。

それから何日か経ち、私は母に特別養子縁組について尋ねました。そこで初めて、私を養子に出したのは、産んでくれた母が、私にできる精一杯の愛だったと分かりました。幸せな環境で育ってほしいという、母の想いだったのです。それを知って、気持ちが楽になると同時に、考えが大きく変わりました。

母と、産んでくれたもう一人の母。どちらも私にとっての「本当のお母さん」であり、私を想ってくれる大切な存在です。





1. 主な人権課題

今、私は小学校からずっと一緒にいる友達には、そのことを伝えています。全員が理解してくれていて、今では、共に遊び学べる仲間です。一方で、中学校になって新しくできた友達には、このことを言うことができていません。一度話をしかけたとき、やはり、「本当のお母さんじゃないんだ」と言われ、その瞬間に上手く答えることができませんでした。

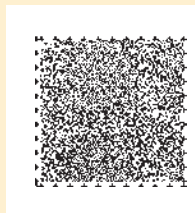
そんなとき、私を支えてくれた言葉が「無理に言わなくてもいい」というものでした。すべてを今言う必要はなく、自分が傷つかないように心を守る手段として、「言わない選択」があるのです。自分自身に強制するのではなく、本当に伝えたい、と思ったタイミングで、上手く伝えられなくてもいいから、少しずつ理解してもらるように努力していくのです。

私は、小さい頃からずっと、特別養子縁組というものが、どういうものなのか考えてきました。私には母が二人いる。母も、私を産んでくれた母も、本当のお母さんで、私を愛してくれています。特別養子縁組というものにとても悩むこともありました。しかし、今では私にとっての誇りでもあるのです。私には、私を大切にしてくれる二人の母がいるのですから。

「人権を守る」これは、相手の人権を守ること。そして、自分自身の人権を守ることでもあるのではないのでしょうか。相手のことを知って、色々な方向から見て、自分で考えて理解する。これが、相手の人権を守ることだと考えます。そして、自分自身について伝え、時には無理に言わずに、タイミングを計ったり、相手に少しでも自分について理解してもらるように自分なりに努める。これが、自分自身の人権を守ることです。

私は、相手と自分、両方を守れる人間になりたいです。人は、平面的な存在ではありません。必ず立体であり、それが球体であるか、立方体であるか、角錐であるか、または円柱か八面体か、人それぞれです。それらを人が勝手に決めつけたり、一方の面から平面的に捉えることが、相手を傷つけることにつながるのだと思います。だから、相手を守るには、様々な方向から見て形を捉え、理解する必要があるのだと思います。また、自分自身の形を理解して、相手にも理解してもらるように工夫することが、自分自身を守ることにつながるのではないのでしょうか。

相手と自分を守るために、私は一步を踏み出しました。私の一步が、誰かの一步につながることを信じています。



2. 特集 ことも、若者の人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

大切な命

愛媛県 愛南町立御荘中学校 3年 みやもと 宮本 りゅうだい 龍太

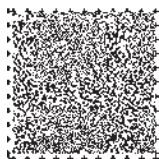
一人に一つ、平等に与えられた大切な命。そして、いつかは終わりを迎えるもの。だからこそ、そのかけがえのなさを感じるものである。

しかし、その命を粗末に扱う現実がある。ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が始まってから五百日が過ぎる。両国の犠牲者は増える一方だ。テレビで家族や友人、大切な人を失い泣き崩れている場面を何度も見た。それを見るたびに僕の胸は苦しくなった。平和な日常が、死と隣り合わせの不安な日々に一変したのだ。そして、そのような毎日が今日まで続くとは予想しなかったと思う。

ある日、この戦争について家族で話題になった。「何で今さら戦争なんか。」「何か私たちにできることはないかな。」「早く戦争が終わらないかな。」様々なことを話した。しかし、本当の戦争の恐ろしさを知ることはできない。これらは戦争のない平和な世の中に生きる僕たちならではの意見だろう。僕は戦争に反対だ。なぜなら戦争は命を奪うからだ。失うものは多いが得るものはない。戦場に赴く兵士には、帰る場所があるし、大切な家族がいる。戦地で無事であるかどうかを心配するだろう。そして、その死を悲しむ人がある。だから僕は早く戦争が終わってほしい。

僕にも大切な家族がいる。しかし、病気はその大切な家族を奪っていった。僕は中学校一年生の冬のことであった。中学校への入学を楽しみにしていた小学校六年生の妹が突然熱を出したのだ。熱は一、二週間続いたのだろうか。原因が分からないまま過ぎていく時間は、僕たち家族にとって、とても長く感じられた。不安な時間が過ぎていった。レントゲンを撮ったことで病名が分かったが、病気と関わなければならぬ厳しい現実がそこにはあった。心の整理のつかない僕は妹にどう声をかけたらいいかかわらず、ただ「頑張れ。」としか言えなかった。

妹は松山の病院に入院することになった。始めの一、二か月を妹は一人で過ごした。病気への不安や一人で過ごすことの寂しさを考えると、僕には我慢できるだろうか。僕にはできないことを成し遂げる自慢の妹だ。その後、母は付き添いで妹のいる病院に泊まることを決めた。僕は妹と母がいない生活に違和感を覚え、寂しさが募った。しかし、辛いのは自分





1. 主な人権課題

2. 特集 子どもの若者の人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

だけではないし、誰よりも辛いのは妹だと思い我慢をした。一ヶ月に数度、妹のお見舞いに行くのが楽しみだった。妹は僕を見て喜んでくれたが、家に帰れない寂しさや病気との闘いに疲れているのか、眠たそうであった。

中学校二年になった僕は修学旅行をみんなと一緒に楽しんだ。修学旅行を終えたその夜中、祖母の携帯に一本の電話があった。「妹が亡くなった。」と。僕たちは急いで松山の病院に向かった。僕は悔しさと悲しさで胸が一杯になり、泣くことしかできなかった。妹は、中学校生活を送ることなく、亡くなったのだ。家族や友人など、大切な人の命が失われることの重大さと深い悲しみや、もう二度と会えないのだという喪失感を知った。

一人に一つ、与えられた命。決して軽いものではない。誰にも代わりのきかない、かけがえのないものである。僕の命も、あなたの命も。そして、戦争で失われた数多くの人々の命。兵士だけではない。若者やお年寄り、小さな子どもたちにもその命は平等にあったのだ。そして、中学校でバスケットボール部に入ることを楽しみにしていた僕の妹にも。生きたくても生きられなかった命があることを知ってほしい。自ら命を絶とうとしている人に僕の思いが届いてほしい。去年の自殺者は二万人を超え、その数の多さに驚くばかりだ。生きているだけで幸せだという事実を忘れさせるくらいの、どんなに大きな悩みを抱えていても、与えられたたった一つの命を生きてほしい。あなたの周りを見回してほしい。あなたのことを大切に思っている人がいる。あなたを失ったら深い悲しみに沈む人が必ずいるのだから。

僕は今、一日、一日を誰よりも大切に生きようと思っている。人間だけではない。生き物の全てに大切な命がある。無邪気に殺してはいけない。五匹の金魚とたくさんメダカを飼っているが、真剣に向き合って飼えば家族のように思えてくる。どんな命でも大切にすべきである。いつかはなくなる命だけれど、どんな命とも「一緒に成長したい」という気持ちを持って接するようにしている。未来は誰にも分からない。いつ戦争や病気、交通事故などで失われるかもしれないのだ。だから一日、一日を大切にしたい。皆に平等にある命の重さを知ったからこそ、生きていることの幸せを感じる。僕は命と向き合う看護師の道を目指したいと思っている。

